

三原市下水道事業
官民連携手法導入検討業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和6年3月

三原市都市部下水道整備課

1 業務の目的

三原市の公共下水道は広島県沼田川流域下水道関連公共下水道(旧三原市・旧本郷町)として、平成3年度に当初事業計画を取得している。大和地域においては特定環境保全公共下水道を平成3年度に当初事業計画を取得しており、整備事業は概ね完了している。

また、平成30年に三原市行政区域全域を対象とした汚水処理施設整備計画を策定し、効率的な汚水施設整備に取り組んでいるところである。

今後は、未着手となっている地区の早期整備と過年度取得した下水道資産の維持管理を継続的に実施していく必要がある一方、財政面では物価上昇や更新工事に伴う経費の増加に対応するためのコスト縮減、人員面では施設の老朽化に伴う更新工事などの業務量増加に対応するための職員確保が必要な状況にある。

また、国の今年度の新たな動きとして、令和5年6月2日に内閣府から新たな官民連携方式「ウォーターPPP」が提唱され、上下水道事業におけるPPP/PFI事業のあり方が大きく変わろうとしている局面にある。

そこで本業務では、三原市下水道事業における各施設(汚水・雨水ポンプ場、管路施設・処理場施設等)に官民連携手法を導入することにより、本市の下水道事業を効果的・効率的な公共施設の整備・運営が実現可能であるか、調査・検討を行うものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称 三原市下水道事業官民連携手法導入検討業務委託(プロポーザル名称)

ア 三原市下水道事業官民連携手法導入基礎調査業務委託(今回契約予定)

イ 三原市下水道事業官民連携手法導入可能性調査業務委託(来年度以降実施予定)

※以下 ア「導入基礎調査業務委託」、イ「導入可能性調査業務委託」という。

(2) 業務場所

三原市内全域

(3) 業務内容

別紙「導入基礎調査業務委託仕様書および導入可能性調査業務委託仕様書」(以下「業務仕様書」という。)のとおり。

また、今回の提案には「導入可能性調査業務委託」まで含めるものとし、導入基礎調査業務委託の成果により官民連携手法(ウォーターPPP等)導入の適応性が高い場合については、業務内容の関連性や継続性において整合を図るために、今回の提案で選定された優先契約候補者と随意契約を行うものとする。ただし、予定であり、変更する可能性がある。

(4) 履行期間

ア 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで(導入基礎調査業務委託)

イ 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで(導入可能性調査業務委託) 予定

(5) 事務局

三原市都市部下水道整備課

〒732-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

TEL 0848-67-6124(建設維持係)

FAX 0848-64-6057

担当者 山根・濱中

(6) 提案上限額

ア 導入基礎調査業務委託

16,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

イ 導入可能性調査業務委託（予定）

29,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 選定方式及び契約方法

本業務は、性質及び目的が価格のみによる競争入札に適していないため、事業の概形を示し、専門的な知識・経験等を有する事業者からの提案を広く募集し、ヒアリング等を行って提案内容を評価する公募型プロポーザル方式によって優先契約候補者を選定する。また、選定された者の業務提案内容に応じて仕様書について協議を行い、協議が整った時点で随意契約を締結する。

4 参加資格要件

(1) 企業に関すること

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たす次に掲げる全ての要件を満たさすものとする。

ア 「令和5・6年度三原市測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」に記載されている者であること。

イ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省公示第717号）による下水道部門の登録を受けていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

カ 三原市暴力団排除条例（平成24年三原市条例第4号）第4条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。

キ 三原市建設工事等の請負契約に係る建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

ク ISO9001、JISQ15001プライバシーマークまたはISO27001・JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の資格及び認証を受けていること。

ケ 企業の実績として以下のa及びbの業務において、完了した実績を有すること。

a 地方公共団体、地方共同法人日本下水道事業団、一部事務組合又は広域連合（以下、地方公共団体等という）における、過去10年間（平成25年度～令和4年度）の下水道に関する官民連携事業に伴う導入可能性調査又は事業者選定支援業務。

b 行政人口5万人以上の地方公共団体等における、過去10年間（平成25年度～令和4年度）の公共下水道事業の設計関連業務（計画設計）※1及びストックマネジメント計画（管路施設含む）策定業務。

※1 設計関連業務

計画設計：全体計画及び事業計画策定業務（見直し含む）

(2) 配置技術者に関すること

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす技術者（管理技術者、担当技術者及び照査技術者）を委託業務において配置することができる者とする。

ア 管理技術者は技術士「上下水道部門（下水道）」又は「RCCM（下水道）」の資格を有すること。

イ 管理技術者の業務実績として以下の a 及び b の業務において、完了した実績を有すること。

a 地方公共団体等における、過去 10 年間（平成 25 年度～令和 4 年度）の下水道に関する官民連携事業に伴う導入可能性調査又は事業者選定支援業務。

b 地方公共団体等における、過去 10 年間（平成 25 年度～令和 4 年度）の公共下水道事業の設計関連業務(計画設計)※ 1 又はストックマネジメント計画(管路施設含む)策定業務の実績を有すること。

※ 1 設計関連業務

計画設計：全体計画及び事業計画策定業務(見直し含む)

ウ 担当技術者は技術士「上下水道部門（下水道）」又は「RCCM（下水道）」の資格を有すること。

エ 担当技術者の業務実績として以下の a 又は b の業務において、完了した実績を有すること。

a 地方公共団体等における、過去 10 年間（平成 25 年度～令和 4 年度）の下水道に関する官民連携事業に伴う導入可能性調査又は事業者選定支援業務。

b 地方公共団体等における、過去 10 年間（平成 25 年度～令和 4 年度）の公共下水道事業の設計関連業務(計画設計)※ 1 及びストックマネジメント計画(管路施設含む)策定業務の実績を有すること。

※ 1 設計関連業務

計画設計：全体計画及び事業計画策定業務(見直し含む)

オ 照査技術者は、技術士「総合技術監理部門（上下水道一下水道）」又は技術士「上下水道部門（下水道）」の資格を有し、業務全般において照査を行うものとする。

カ 管理技術者、担当技術者及び照査技術者の兼務は認めない。

(3) 参加資格要件確認基準日

参加申請書類を受理した日から、業務提案事業者と委託契約を締結する日までの間とする。

5 選考日程

(1) スケジュール

内 容	日 程
公募開始	令和 6 年 3 月 21 日（木）
質問受付期限（第 1 回）	令和 6 年 3 月 27 日（水） 午後 5 時まで
質問回答期限日（第 1 回）	令和 6 年 4 月 1 日（月） 午後 5 時まで
参加申請書の提出期限	令和 6 年 4 月 3 日（水） 午後 5 時まで
一次審査結果通知日	令和 6 年 4 月 11 日（木）
業務提案書受付開始	令和 6 年 4 月 15 日（月）
質問受付期限（第 2 回）	令和 6 年 4 月 19 日（金） 午後 5 時まで

質問回答期限日（第2回）	令和6年4月24日（水） 午後5時まで
業務提案書の提出期限	令和6年4月30日（火） 午後5時まで
二次審査（ヒアリング実施日）	令和6年5月7日（火）
二次審査結果通知日	令和6年5月10日（金）

(2) 参加申請書類の提出

本要領並びに業務仕様書を熟考の上、参加を希望する者は以下の事項に従って参加申請書類を提出すること。

- ア 提出書類 参加表明書（様式1）
会社概要（様式2）
会社業務実績（様式3-1～3-4）
業務実施体制（様式4）
配置予定技術者（様式5-1～5-3）
※配置技術者調書には、所属先の支社等まで記入すること。
- イ 提出期限 令和6年4月3日（水）午後5時まで
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出場所 事務局（閉庁日を除く午前9時から午後5時まで）
- オ 提出方法 持参又は郵送（期日までに配達されるものに限る）

(3) 一次審査

提出された参加申請書類について、参加資格及び審査基準に基づいて一次審査を実施し、提案書等提出を要請する提案者（3社程度）を選定する。

審査結果については、申請者に電子メール及び書面で通知する。審査結果の説明を求める場合、審査結果通知の翌日から起算して3日（休日は含まない。）以内に、書面（任意様式）にて行うものとし、回答は書面で行うものとする。

【審査基準】

評価項目		公表配点
企業の評価	有資格数	13
	業務実績	
配置予定技術者の評価 (管理技術者・担当技術者・照査技術者)	資格	27
	業務実績	
	常駐場所	
	手持ち業務件数	
	照査技術者の資格保有状況	

※ 詳細については、別表 評価項目一覧を参照

※ 担当技術者の評価については、主担当技術者の評価とする。

(4) 業務提案書等の提出書類

一次審査により、提案書等提出の要請を受けた者は、以下の事項にしたがって業務提案書等を作成し、提出すること。

- ア 提出書類 業務提案書（様式6-1～6-2）

- イ 提出期間 令和6年4月15日(月)午前9時から
令和6年4月30日(火)午後5時まで
- ウ 提出部数 正本1部、副本10部
- ・ 正本は事業者名を記載のうえ、押印すること。
 - ・ 副本は審査に用いるため事業者名の記載及び押印は行わないこと。
また提案者を特定できる名称や商号、ロゴマーク等は一切記載しないこと。
- エ 見積書(参考) 様式8
- オ 提出場所 事務局
- カ 提出方法 持参又は郵送(期日までに配達されるものに限る)
- a 業務提案書の作成要領
- ・ A4縦長横書き10.5ポイントとすること。
 - ・ 「業務仕様書」の記載項目に従い作成することとし、ページ数は、実施方針及び業務提案併せてA4判4ページ以内とすること。なお、図表を含めたページ数とする。
 - ・ 業務提案書の記述にあたっては、選定委員が説明を要することなく読んで理解できる内容とすること。
 - ・ 業務提案書の記載内容は、全て本業務における実施義務事項として事業者が提示し、契約するものであることに留意すること。
 - ・ 以下の特定テーマについて、留意点や具体的な対応案を記述すること。
- 特定テーマ
- テーマ1：官民連携手法を導入するにあって検討する上での留意点について提案すること。
- テーマ2：本市の特徴を踏まえて発生が見込まれる課題を数点あげ、その具体的な対応案について提案すること。
- b 資料の閲覧
- ・ 業務提案書作成に必要な資料は、下水道整備課において閲覧を認める。
- 閲覧期間 公募開始日～業務提案書の提出の前日まで
(午前9時から午後5時まで)

名 称	備 考
流域関連公共下水道事業基本計画図書	最新版
特定環境保全公共下水道事業基本計画図書	〃
流域関連公共下水道事業計画図書	〃
特定環境保全公共下水道事業計画図書	〃
三原市下水道経営戦略	〃
農業集落排水事業大和町下徳良地区基本設計業務報告書	〃
農業集落排水事業大和町下萩原地区基本設計業務報告書	〃
大和町生活排水処理基本構想	〃
能地地区漁業集落環境整備事業基本計画書	〃

(5) ヒアリング

提案者による業務提案書に基づく説明、質疑応答の機会としてヒアリング(30分)を実施する。

ア 内容

ヒアリングの具体的な内容として、以下の2点を予定している。

- a 説明 (15分)
業務提案書に関する説明等を行うこと。
- b 質疑応答 (15分)
業務提案書の説明について質疑応答を行う。

イ 日程・時間

令和6年5月7日(火)予定

日時、場所については、通知書により別途通知する。

ウ 出席者

当日のヒアリングに出席する者は、本業務に直接携わる者であること。他の出席者は認めない。また、説明は管理技術者が説明すること。ただし、質疑応答に関しては出席者により回答することを妨げない。出席可能人数は各提案者について、最大4名までとする。

エ その他の事項

- a 提案時間終了の5分前に合図をします。たとえ、提案の途中であっても5分経過した時点で提案は終了とする。
- b ヒアリング時に、業務提案書等の提出時に添付していない資料等を新たに追加すること、又は別途配布することは認めない。

(6) 二次審査

審査基準に基づき業務提案内容の評価を行う。提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた業務提案を行った者を優先交渉権者として選定する。また、必要に応じ、次点交渉権者も併せて選定する。審査結果については、審査終了後全ての二次審査参加者にメール及び書面で通知する。審査結果の説明を求める場合、審査結果通知の翌日から起算して3日(休日は含まない。)以内に、書面(任意様式)にて行うものとし、回答は書面で行うものとする。

【審査基準】

評価項目		公表配点
企業の評価	有資格数	13
	業務実績	
配置予定技術者の評価 (管理技術者・担当技術者・照査技術者)	資格	27
	業務実績	
	常駐場所	
	手持ち業務件数	
	照査技術者の資格保有状況	

評価項目		公表配点
業務実施方針	理解度	6
	実施手順	6
	妥当性	6
	独自性	6
具体的な提案 特定テーマ	的確性・独創性・実現性	30
ヒアリング	取組姿勢	6

※ 詳細については、別表 評価項目一覧を参照

※ 担当技術者の評価については、主担当技術者の評価とする。

(7) 質問等の受付および回答

質問は、本件プロポーザルにおける実施要領（第1回）および業務提案（第2回）に関する内容のものとし、審査基準に係る質問は一切受け付けないものとする。

ア 受付期間（第1回）

受付期間（第2回）

令和6年3月21日（木）午前9時から

令和6年3月21日（木）午前9時から

令和6年3月27日（水）午後5時まで

令和6年4月19日（金）午後5時まで

イ 受付方法

様式7（質問書）を用いて、電子メールの添付ファイルとして、事務局に送信すること。なお、電子メール送信後、電話で着信確認を行うこと。

ウ 質問への回答

提出された質問への回答は、三原市のホームページにおいて随時公表する。

回答期限 令和6年4月1日（月）（第1回）

回答期限 令和6年4月24日（水）（第2回）

エ その他

質問に対する回答内容は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

(8) 契約

選定委員会にて選考された優先交渉権者は、市と仕様内容並びに価格等協議のうえ、市の決定を受けることにより受託事業者となる。

また、契約締結後、次の契約結果を三原市ホームページへ記載する。

ア 契約の相手方

イ 契約金額

ウ 契約期間

エ 全ての提案者及び評価結果

オ 議事録

ただし、以下の場合、市は次点交渉権者と協議を行うことがある。

ア 優先交渉権者が審査後に本要領に定める参加資格要件を満たすことができなくなった場合

イ 優先交渉権者と契約交渉が成立しない場合

ウ その他の理由により優先交渉権者と契約の締結が不可能となった場合

(9) その他

ア 業務提案書の作成、提出及びヒアリング参加等の一切の経費は、参加者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

イ 業務提案書に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に市に届け出るものとする。ただし、その場合には従前の担当者と同様以上の技術を有することを示す証拠書類（資格証明書、業務実績テクリス等）を添付すること。

ウ 提出書類の著作権等の取扱において、提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。ただし、事業者選定結果の公表等において市がこの業務に関し必要と認める用途については、業務提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

- エ 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- オ 業務提案に関する提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。
- カ 別紙「業務仕様書」に記載のない事項であっても、提案者の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合は、提案できることとする。ただし、これに係る経費は提出する提案書に含むものとする。
- キ 業務提案書の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とする。
- ク 参加に関して使用する言語は日本語、単位はSI単位、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- ケ 提出された業務提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- コ 参加者は、当該プロポーザルで知り得た情報等について他に漏らしてはならないものとする。なお、その職を退いた後も同様とする。
- サ 参加者が1社の場合でも審査を行い、審査基準に基づき採点した評価項目の合計点数が、配点の10分の6以上の得点を取得すれば、優先交渉権者とする。
- シ 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
 - a 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - b 参加者の記名又は押印を欠く参加もしくは参加事項を明示しない応募
 - c 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - d 2通以上の書類提出がなされた応募
 - e その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
 - f 必要書類を提出期限までに提出しない場合
 - g 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - h 本プロポーザルに関して不正又は公正さを欠く行為等があった場合
- ス 本実施要領に定めのない事項については、協議の上決定する。
- セ スケジュールの変更については、三原市ホームページへ随時掲載する。

別表 三原市下水道事業官民連携手法導入検討業務 プロポーザル方式 評価項目一覧【一次審査】

大項目	中項目	小項目	評価基準	加算点	配点	評価	備考		
会社の保有する技術者・同種業務実績等	有資格数	技術士数 (上下水道部門-下水道)	30人以上	2	2				
			30人未満	1					
			0人	失格事項					
	業務実績	官民連携事業に伴う導入可能性調査・事業者選定支援		10件以上	3	3			
				1件以上10件未満	1				
				実績なし	欠格事項				
		計画関連業務及びストックマネジメント計画			10件以上	3	3		
					1件以上10件未満	1			
					実績なし	欠格事項			
	地域精通度			5件以上	5	5			
				3件以上5件未満	3				
				3件未満	0				
技術者要件	資格要件	技術者資格 および分野	管理技術者の資格の保有状況 技術士資格[上下水道部門(下水道)又は総合技術管理部門(上下水道-下水道)]	技術士(上下水道部門-下水道)又は 技術士(総合監理部門-上下水道-下水道)	1	1			
			RCCM((下水道)資格)	0					
			資格なし	欠格事項					
	専門技術力	業務実績	官民連携事業に伴う導入可能性調査・事業者選定支援		2件以上	5	5		
					2件未満	3			
					実績なし	失格事項			
	常駐場所	担当技術者の常駐場所		広島県内	4	4			
				中国地区内	2				
				其他地区	0				
	専任制	手持ち業務件数	管理技術者の手持ち業務件数		手持ち業務件数 5件以下	2	2		
					手持ち業務件数 6件~10件	1			
					手持ち業務件数 11件以上	0			
	担当技術者	資格要件	技術者資格 および分野	担当技術者の資格の保有状況	技術士(上下水道部門-下水道)又は 技術士(総合監理部門-上下水道-下水道)	1	1		
					RCCM((下水道))	0			
		専門技術力	業務実績	官民連携事業に伴う導入可能性調査・事業者選定支援・計画関連業務・ストックマネジメント計画		5件以上	5	5	
1件以上5件未満						3			
実績なし						失格事項			
常駐場所		担当技術者の常駐場所		広島県内	4	4			
				中国地区内	2				
				其他地区	0				
専任制		手持ち業務件数	担当技術者の手持ち業務件数		手持ち業務件数 5件以下	2	2		
					手持ち業務件数 6件~10件	1			
					手持ち業務件数 11件以上	0			
照査技術者		資格要件	技術者資格 および分野	照査技術者の資格の保有状況 技術士資格[上下水道部門(上水道・工業用科目)]	技術士(総合監理部門-上下水道-上水道・工業用水道)	3	3		
	技術士(上下水道部門-上水道・工業用水道)				1				
	資格なし				失格事項				
				合計	40				

別表 三原市下水道事業官民連携手法導入検討業務 プロポーザル方式 評価項目一覧【二次審査】

大項目	中項目	小項目	評価基準	加算点	配点	評価	備考
業務提案 〔特定テーマ〕	【実施方針】 理解度	業務内容に対する経緯を踏まえたうえで、業務の趣旨・目的・内容を理解し的確な提案となっているか評価する。	優れている	6	6		
			やや優れている	4			
			やや劣る	2			
			上記以外	0			
	【実施方針】 実施手順	業務の工程計画及び実施フローが具体的かつ実施可能かを評価する。	優れている	6	6		
			やや優れている	4			
			やや劣る	2			
			上記以外	0			
	【実施方針】 妥当性	業務実施方針が本市の下水道事業に適しているか妥当性を評価する。	優れている	6	6		
			やや優れている	4			
			やや劣る	2			
			上記以外	0			
	【実施方針】 独自性	特記仕様書に記載の無い業務に対する独自性(創意工夫等)を評価する。	優れている	6	6		
			やや優れている	4			
			やや劣る	2			
			上記以外	0			
	【テーマ1】官民連携手法を導入するにあたって検討する上での留意点について提案すること。	本市における官民連携手法導入に際しての、留意点の的確かつ具体的か評価する。また、提案内容に説得力があるかや提案内容を裏付ける類似実績などが明示されているか評価する。	優れている	15	15		
			やや優れている	10			
			やや劣る	5			
			上記以外	0			
【テーマ2】本市の特徴を踏まえて発生が見込まれる課題を数点あげ、その具体的な対応案について提案すること。		本市の特徴や課題が具体的かつ的確に複数挙げられているか評価する。また、提案内容の着眼点に独自性や優位性があり、問題解決に寄与するかを評価する。	優れている	15	15		
			やや優れている	10			
			やや劣る	5			
			上記以外	0			
予定技術者の経験及び能力	取組姿勢	提案した実施方針や業務提案の説明が明快で、選定委員の質問等に的確かつ明朗に回答しているか、また取組姿勢に熱意や意欲が強く感じられる場合優位に評価する。	優れている	6	6		
			やや優れている	4			
			やや劣る	2			
			上記以外	0			
				合計	60		